

2024年度の規制改革・行政改革要望

2024年11月13日
一般社団法人全国地方銀行協会

I. 業務範囲規制のさらなる見直しに係る要望

1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継	続
2. 不動産仲介業務の解禁		
①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継	続
②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継	続
3. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継	続
4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	継	続

II. AML／CFTの高度化・効率化に資する要望

5. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	継	続
6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	継	続
7. 本人確認手続のデジタル化等のための本人確認書類の見直し	継	続
8. 「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	継	続
9. 「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	継	続
10. 在留カード等におけるアルファベット氏名の記載の必須化	新	規

Ⅲ. 顧客の利便性向上に係る要望

11. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継	続
12. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継	続
13. 銀証間の情報授受規制の撤廃	継	続
14. 確定拠出年金運営管理機関による運用商品の推奨を禁止する規制の緩和	継	続
15. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継	続
16. 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継	続
17. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化	継	続
18. 成年後見制度の見直し	継	続
19. 銀行の投資専門子会社等による出資先企業の「みなし大企業」からの除外	新	規
20. 福祉医療機構における担保順位の取り扱いの改善	新	規

Ⅳ. デジタル化の推進に係る要望

21. 個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務における活用	継	続
22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	継	続
23. 地方公共団体の支出における小切手振出の廃止	継	続
24. 地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止	継	続
25. 地方公共団体における定期的な支出における自動口座引落の許容	継	続
26. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	継	続
27. 捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化	継	続
28. 公立高校等の入学料納入のキャッシュレス化	新	規
29. オフショア市場における承認金融機関の確認義務の簡素化	新	規

V. 銀行事務の合理化に係る要望

30. 地方自治体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止または緩和	継	続
31. 選挙供託制度の見直し	継	続
32. 債権差押に係る書類の集中部署への直送の許容	新	規
33. 有事発生時における店舗の臨時休業手続きの簡素化	新	規

VI. 当局届出等の簡素化に係る要望

34. 業務報告書等の簡素化	継	続
35. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	継	続
36. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化	継	続
37. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継	続
38. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	継	続
39. 金融庁等への資料の任意提出の廃止	継	続
40. 「中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等の実施状況」に係る報告の廃止	継	続

I. 業務範囲規制のさらなる見直しに係る要望

要望項目	1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	継続項目 (2018年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の業務範囲規制について、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止し、営むことができない業務を列挙する方式（ネガティブリスト方式）に見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	
	○構造的な人口減少・少子高齢化等による人手不足への対応、地政学的な緊張の高まり等を起因とする資源価格高騰等への対応など、地域の中小企業が向き合うべき課題は山積しており、地方銀行に対する取引先企業の経営改善や地方創生に向けた支援へのニーズは高まっている。 ○改正銀行法（2021年11月22日施行）において、銀行本体の付随業務として、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加された。今後、多様な顧客ニーズへの迅速な対応や、地方創生への積極的な取り組みを一層進めていくため、銀行に課されている業務範囲規制の考え方を抜本的に見直し、営むことができる業務を限定列挙する方式を廃止していただきたい。 ○営むことができない業務を列挙する方式（ネガティブリスト方式）となれば、地方銀行は、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスを、より柔軟に提供することが可能となり、地域経済の持続的発展への貢献という使命を一層果たせると考える。 ○また、同法において、銀行業高度化等会社の業務の外縁が拡大され、銀行の子会社・兄弟会社において、地域の活性化に資する業務など幅広い業務を営むことが可能になったが、それには内閣総理大臣の認可を得る必要がある。 ○加えて、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ（以下、銀行グループ）には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループには同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争	

	条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。 ○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。 ①②については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。 また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。 さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第 10 条～第 12 条、第 16 条の 2 銀行法施行規則第 17 条の 3
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 銀行および銀行持株会社の子会社の業務範囲が限定されている趣旨は、銀行等の健全性確保や利益相反取引の防止等のためである。そのため、銀行グループにおいて行うことのできる業務範囲をネガティブ方式にするなどの緩和については、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞

要望項目	2. 不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2005年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	
	○現状、地方銀行は、取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援をワンストップで提供可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に対して売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○メガバンクは、グループ内に不動産業務を営む信託銀行を有している。欧州の銀行も従来から不動産仲介業務を扱っていると認識しており、これらを踏まえれば、銀行グループで本業務を扱うことにリスク上の問題はないと考える。 ○例年、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○少なくとも、銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の観点を踏まえても問題ないと考える。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、経営者名義の事業用不動産の売却・整理等を含めた事業承継の相談が多く寄せられている。また、銀行が提供する遺言信託および遺産整理業務の申込者・相続人からは、相続	

	人名義の不動産の売却・整理等を含めた相続の相談が多く寄せられている。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地方自治体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致に取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方移住への関心が高まる中、銀行が保有する空き家の情報を活用したマッチングに取り組むことができれば、移住ニーズへの迅速な対応、社会課題である空き家問題の解決に資する。
現行規制の根拠	銀行法第 12 条、第 16 条の 2
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞

要望項目	２．不動産仲介業務の解禁 ②信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁する。 ○要望項目「２．①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取り扱いを解禁していただきたい。 ○2002 年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取り扱いが認められていることは不合理である。 ○2002 年の法改正時から存在していた信託銀行は不動産業務を扱っていることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行間のイコールフットィングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	
現行規制の根拠	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 3 条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難。＜金融庁＞	

要望項目	３．銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継続項目 (2017 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。 ○銀行がＩＴ技術等を活用しながら業務効率化を進める中で、店舗等の保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 ・ 店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・ 店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものよりも広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・ 店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（「賃貸等を行わざるを得ない場合」であること、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら挙証しなければならない。このため、銀行が賃貸を躊躇し、上記のようなニーズや提案に応えられないケースがある。	

	○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体」（以下、公共的主体）からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を弾力運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。 ○公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、自ら保有し、遊休化した不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨（本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除）に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や独占禁止法によって、利益相反の弊害を生じさせない態勢整備義務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、店舗等の保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。
現行規制の根拠	銀行法第10条第2項、第12条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)（注1）～（注3）
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。＜金融庁＞

要望項目	4. 銀行持株会社による保有不動産の賃貸の解禁	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースの外部賃貸を認める。 ○銀行持株会社は、持株会社グループの経営管理およびこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 ○現状、銀行持株会社が保有する不動産に余剰スペースが生じても、外部の事業者に賃貸することは認められていない。 ○銀行が保有不動産を賃貸できる範囲（「その他の付随業務」の範囲）と同程度まで、銀行持株会社が保有する不動産の余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸し、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○銀行持株会社は、グループに属する会社に対してであれば、認可を得たうえで保有不動産の賃貸することが許容されている。余剰スペースに限定すれば（「その他付随業務」と同程度に限定）、賃借先をグループ会社から第三者に広げても、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。	
現行規制の 根拠	銀行法第 52 条の 21、第 52 条の 21 の 2 銀行法施行規則第 34 条の 14 の 3	
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行う。＜金融庁＞	

Ⅱ. AML／CFTの高度化・効率化に資する要望

要望項目	5. 継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答義務化	継続項目 (2021年度より)
要望内容 ・ 要望理由	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答を義務化する。 ○マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う継続的顧客管理を行うことが求められている。「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（2024年4月17日公表）においては、継続的顧客管理について、実効性を確保していくことが掲げられている。 ○銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、コストをかけて顧客に対する調査票の郵送等を行っているが、継続的顧客管理に対する顧客の理解が進んでおらず、回答率が低い状況にある。 ○ドイツやスウェーデンなど海外では、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。 ○法令上、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁・金融庁は「特定取引がなされる機会をとらえて取引時確認を行う場合において、（中略）取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができる」と回答しているが、特定取引^{（注）}がなされる機会は限定的である。「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ることを含めて、リスクに応じた厳格な顧客管理を実施することとされている。このため、当該機会における取引時確認だけでは不十分なケースがあり、別途、銀行は継続的顧客管理に係る調査を行っている。 （注）200万円を超える大口現金取引等の取引、および取引顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引。	

	また、警察庁・金融庁は「約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合又は特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨及びこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなる」、「顧客からの回答がないという事実をもって顧客リスク評価を見直すことも可能」と回答している。しかし、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、「マネロン・テロ資金供与対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」とされ、同ガイドラインのFAQにおいて、「これ以上手段を尽くすことが困難な状況になった場合、当該顧客に対してどのような制限を行うことが必要かということ、リスクに応じて、総合的に検討する」とされる中、顧客からの回答がないことのみをもって取引制限をすることは困難である。
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」Ⅱ－2(3)(ii) 金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」Ⅱ－2(3)(ii)
昨年度要望 に対する回答	【現行制度で対応可能】 提案の趣旨は、①取引時確認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客から回答が得られることを法的に担保したい、②顧客が質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限を制度化してほしい、という点にあると考えている。 これらの点については、例えば、約款にあらかじめ、本人特定事項に変更があった場合または特定事業者が届出を求めた場合には当該事項を特定事業者に届け出るべき旨およびこれらの届出を行わない場合には取引を制限する旨を盛り込むことにより、顧客の回答を得られやすくなるほか、特定取引がなされる機会をとらえて取引時確認を行う場合において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第5条に基づき、取引時確認に応じない顧客に対しては取引履行を拒むことができると考えている。 また、継続的顧客管理における調査の目的は、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」にもあるとおり、「調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的

	なリスク低減措置を講ずること」にあり、顧客からの回答がないという事実をもって顧客リスク評価を見直すことも可能と考える。同FAQにおいては、「調査に応じてもらえない場合や、郵送物が届出住所に到達しない場合には、そうした事実や、取引履歴データ等も踏まえて、例えば、顧客リスク評価を高リスクとすることが考えられ」としており、回答のない顧客に対するリスク評価の考え方の一例を示しているの で、参照していただきたい。＜警察庁・金融庁＞
--	---

要望項目	6. 行政による法人の実質的支配者情報の把握	継続項目 (2021 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	行政が法人の実質的支配者情報を把握するために、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義務化する。また、オンラインにより実質的支配者リストの写しの交付を受けることができる仕組み等を、早期に構築する。 ○法人の実質的支配者情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、実質的支配者情報の把握に努めている。また、2022 年 1 月より、株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 ○しかし、本制度については、以下のような課題がある。 ・ 制度の利用が法人の義務ではなく任意である。 ・ 実質的支配者情報に変更になった場合の商業登記所への申出が任意である。 ・ 対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の 25% 超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 1 号）に限定されている。 ○したがって、実質的支配者リスト制度において、法人の実質的支配者情報の登録を義務化することにより、行政が全法人の実質的支配者情報^(注)を把握するとともに、経済制裁対象者に該当しないことの確認を行い、その結果に銀行がアクセスすることが可能となれば、実質的支配者情報の把握の強化および効率化につながる。 (注) 出資、融資、取引等を通じて支配的な影響力を有するもの等（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 11 条第 2 項第 2 ～ 4 号に規定する類型）を含む。 ○また、「商業登記所における実質的支配者リスト制度の利便性向上に関する研究会」において、「申出会社以外の者（銀行等）が、オンラインにより実質的支配者リストの写しの交付を受けることができる仕	

	組みを構築すること」について、検討が進められている。2024 年 9 月に公表された同研究会のとりまとめでは、「実現に向けて、(中略) 実質的支配者リスト規則の所要の改正も含め、検討を進め、可能なものから順次実施すべきである」とされており、実質的支配者リスト制度の活用促進のため、早期に検討を進めていただきたい。 ○併せて、「規制改革実施計画」(2024 年 6 月 21 日閣議決定)において、①株式会社が役員の変更登記申請等を行う際にも、実質的支配者リストの商業登記所への保管申請を当該株式会社に求める方策や、②金融機関等の特定事業者が取引時確認を行う際に、実質的支配者リストを顧客等を介さず商業登記所から直接取得することを可能とする方策等について、「令和 6 年度に着手し、速やかに措置」とされており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の根拠	商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則第 1 条、第 2 条、第 7 条
昨年度要望に対する回答	【その他】 法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自発的に広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の周知・広報に努める。 また、2022 年 12 月 21 日開催のデジタル臨時行政調査会において公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和 4 年度中に設置される有識者からなる研究会（HP 公表）での法的論点の整理を含めた検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させる」ものとされており、今後、同研究会における議論も踏まえて検討を進めていく予定。 なお、法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえ、マネー・ローンダリング防止等の観点から、政府全体として検討すべき課題と認識している。 ＜法務省・警察庁・財務省・金融庁＞

要望項目	7. 本人確認手続のデジタル化等のための本人確認書類の見直し	継続項目 (2021年度より)
要望内容 ・ 要望理由	本人確認手続のデジタル化のため、マイナンバーカードに掲載する顔写真の写実性を向上させる。 ○政府は、本人確認書類として、マイナンバーカードの取得を推進している。マイナンバーカードに掲載する顔写真は一定の規格が定められているものの、画像加工（目を大きくしたり、顔のパーツを変形させる等）してはいけないという定めはない。地方公共団体によっては加工した写真であっても発行を認めているところがあり、対面取引におけるマイナンバーカードによる本人確認に支障をきたす場合がある。マイナンバーカードに掲載する写真の規格および運用を、旅券（パスポート）用写真と同水準にする等、厳格化していただきたい。 ○昨年度要望に対して、「次期個人番号カードタスクフォースにおいて、申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の徹底について検討を行う」としており、早期に検討を進めてほしい。	
現行規制の根拠	マイナンバーカード総合サイト「顔写真のチェックポイント」	
昨年度要望に対する回答	【一部対応】 次期個人番号カードタスクフォースにおいて、申請時に添付する顔写真の撮影基準の明確化や申請時の顔写真の品質チェック強化等の徹底について検討を行うこととしている。＜デジタル庁・総務省＞	

要望項目	8. 「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	継続項目 (2022年度より)
要望内容 ・ 要望理由	出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、在留カードの再交付により在留カード番号が変更になった場合であっても、変更前の番号による照会を可能とする。 また、在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会のみが可能とされている同照会システムにつき、一括照会を可能とする。	
	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」において、「在留外国人の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。 ○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、当該顧客に対し、在留期間を更新しない場合は在留期間満了前に口座を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届け出ること等を要請している。 ○しかし、在留外国人が失踪や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。このため、在留期間の定めのある外国人顧客が、在留期間を満了または更新する場合に、預金口座を保有する銀行に対し、当該事項に関して届け出るよう、まずは出入国在留管理庁において、継続的に周知徹底していただきたい。 ○また、2024年6月18日、犯罪対策閣僚会議が策定した「国民を詐欺から守るための総合対策」において、「帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される実態がみられるところ（中略）在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進する」とされている。 ○こうした中、銀行において、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性（在留資格の有無）を確認することがあるものの、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができない。「在留カード	

	等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、変更前の番号による照会（在留資格の有無の確認）を可能としていただきたい。 ○なお、「在留カード等番号失効情報照会」は現状 1 件ずつの照会とされているため、確認作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率化につながる。昨年度要望に対し、法務省は、一括照会（複数の在留カード番号の照会）について「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。
現行規制の 根拠	出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 2 項 出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 14
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難である。 なお、複数の在留カード番号の照会については、その費用対効果や関連システムの改修状況を考慮しつつ、慎重に検討を行うこととしている。＜法務省＞

要望項目	9. 「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	「疑わしい取引の届出」の捜査機関における活用状況等について、銀行への情報提供を拡充する。 ○銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢や、これに呼応して進化する他の金融機関等の対応に強く影響を受けるものであり、銀行においては、こうした動向やリスクの変化等に機動的に対応していく必要がある。 ○銀行がより高度なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施するために、警察庁が公表する「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の頻度の引き上げや掲載情報の拡充（届出に係る時期や地域性の分析、活用類型^(注)の明示等）により、疑わしい取引の届出に関する情報提供を拡充してほしい。 （注）活用類型は、詳細な活用状況ではなく、例えば、照会・捜査着手・検挙といった大まかな類型で提供していただくことを要望する。 ○また、金融庁が公表する「疑わしい取引の参考事例」や国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」について、犯罪の手口が多様化する現状を踏まえ、公表頻度を引き上げる等によりタイムリーな情報を提供いただきたい。 ○加えて、疑わしい取引の届出の精度を一層向上させ、捜査機関に自行の届出をより有効に活用してもらう観点から、自行が届け出た「疑わしい取引の届出」の活用状況（活用件数や活用類型等）について、捜査機関から銀行に対して情報を提供いただくような枠組みを構築してほしい。 ○昨年度要望に対し、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」の作成頻度の引き上げは困難と回答されているが、地政学上の緊張が高まりマネロン等対策の重要性が増している中で、以上のような情報提供の拡充が実現すれば金融機関のマネロン等対策の高度化に資するため、前向きに検討いただきたい。	
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項、第2項、第3項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第16条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第26条、第27条	

昨年度要望 に対する回答	【その他】 「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」については、現在の内容の質や量を維持しつつ、作成の頻度を引き上げることは困難。 一方で情報提供の拡充については、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」や「犯罪収益移転危険度調査書」、「疑わしい取引の参考事例」の発出、各研修会や特定事業者への個別訪問等によって、今後も努めていきたい。＜金融庁・警察庁＞
--------------------------------	---

要望項目	10. 在留カード等におけるアルファベット氏名の記載の必須化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	在留カード・特別永住者証明書の発行において、アルファベット氏名の記載を必須とする。 ○銀行は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置に対応するため、取引等の相手方が制裁対象者でない旨を確認している。 ○上記確認の一環として、財務省「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」において、銀行等の外国為替取引等取扱業者には、顧客のアルファベット名を情報システム等に登録し、フィルタリングすること等が求められている。また、アルファベット名を把握していない顧客の預金口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めることとされている。 ○他方で、外国人顧客の口座開設時等において、当該顧客から提示を受けた在留カード・特別永住者証明書等の本人確認書類にアルファベット名が表記されていないケースがある。 —— 出入国管理及び難民認定法施行規則において、在留カードの氏名はローマ字により表記するものとされているが、ローマ字氏名を表記することにより著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があると認めるときは、ローマ字氏名を省略することができるとされている。 なお、「特別の事情」の具体例としては、特別永住者・永住者であって日本で出生した者や、朝鮮籍の者等、有効な旅券を提示できない場合が挙げられる。 ○本人確認書類によりアルファベット氏名を確認できない場合には、別途、顧客に公的書類（住民票等）の追加提出を求めたり、ヒアリング等により確認しているが、顧客・銀行の双方にとっての負担となっている。また、ヒアリングによりアルファベット氏名を確認する場合、表記ゆれ等のおそれもある。 ○在留カード・特別永住者証明書へのアルファベット氏名の記載を必須とすることで、顧客・銀行双方の負担が軽減されるほか、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の管理の高度化に寄与すると考えられる。	

現行規制の
根拠

外国為替及び外国貿易法第 17 条等

出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条の 7 第 4 項

財務省「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」第Ⅱ章 4－(3)－②

Ⅲ. 顧客の利便性向上に係る要望

要望項目	11. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継続項目 (2006年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。 ○現状、銀行の保険窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が著しく損なわれている。 ○例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられている。しかし、こうしたニーズに応えることすら、弊害防止措置により、できない状況にある。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている」と回答している。保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の見直しの必要が生じていると考える。 ・ 銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティ）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 ・ 銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白である場合や、ウェブページ・スマートフォンアプリ等による完全非対面で契約が完結する保険等では、圧力販売は生じ得ないと考ええる。 ○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を措置いただきたい。	

(a) 損害保険を融資先販売規制の対象外とする

生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。

最近、台風や豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。

2019 年 7 月 16 日、中小企業の事業継続力強化の支援を行うこと等を目的とした「中小企業強靱化法」が施行された。本法律に基づく基本方針において、中小企業は、自然災害発生時にも事業活動を継続できるよう、損害保険への加入等のリスクファイナンス対策を講ずる必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法律の趣旨に沿うものである。

(b) 融資先（従業員 50 人以下）の従業員を融資先販売規制の対象外とする

役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計における安定的な資産形成が求められる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保障の充実等を図るための提案を阻害している。

(c) 特例地域金融機関の小口規制を緩和する

特例地域金融機関^(注)は、1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限（小口規制）があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1 契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。

(注) 特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が 20 人以下（特例地域金融機関でない場合 50 人以下）に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。

(d) 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する

非公開情報保護措置は、銀行が固有業務を行うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用すること等を禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており（例えば証券会社等は対象外）、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為（保険の募集を目的としたリストの作成等）を本規制の対象外としていただきたい。

現行規制の 根拠	保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 212 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号・第 3 号、第 4 項、第 234 条第 1 項第 10 号・第 14 号・第 15 号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6 等
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。＜金融庁＞

要望項目	12. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続項目 (2000 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。 ○生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっている。本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先や役職員数が数百名超の大手企業など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じるケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより、顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「11. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。 ○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを措置いただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	

現行規制の 根拠	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号 保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号 平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 238 号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2 (11)
昨年度要望 に対する回答	【検討を予定】 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要がある。＜金融庁＞

要望項目	13. 銀証間の情報授受規制の撤廃	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃する。 ○銀行グループ内の銀行・証券会社の間で顧客情報を共有するには、あらかじめ顧客の同意を得る必要があり、顧客・金融機関双方にとって負担がある。 ○本規制は、①顧客情報保護、②利益相反による弊害防止、③優越的地位の濫用防止の観点から課されているとされている。 ○①については、個人情報保護法上、グループ内における個人データの共同利用が認められており、銀証間の情報共有について、事前の同意を必要とすることは、過剰規制と考える。 ○②③は、情報共有自体ではなく、情報の不適切な利活用の防止を目的としており、これは同意の取得により達成できるものではないと考える。不適切な利活用を防止するため、別途、銀行法（利益相反管理体制の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）、金融商品取引法（優越的地位を不当に利用した金融商品契約の締結・勧誘の禁止、顧客の利益が不当に害されないような情報管理・体制整備）による防止措置が講じられており、それらの実効性を高めるために当局によるモニタリングが行われている。 ○銀行・証券会社間での情報授受規制が撤廃されれば、銀行グループによる総合的な金融サービスを迅速かつ適切なタイミングで提供できる。顧客の潜在的な投資ニーズの喚起や投資促進にもつながるため、政府が掲げる「資産所得倍増」にも資するものとする。 ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）において、「銀証ファイアウォール規制（金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制）の在り方や必要とされる対応につき検討を行う」とされている。銀行グループ内の銀行・証券会社間での情報授受規制を撤廃するよう、早期に検討いただきたい。	
現行規制の 根拠	金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号 金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号、第 154 条第 1 項第 4 号	

昨年度要望 に対する回答	【その他】 上場企業等の情報授受規制および手続きの簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月18日公表）における提言を踏まえ、2022年6月22日に、金融商品取引業等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプトアウト制度の導入等を行った。 中堅・中小企業や個人顧客の情報授受規制については、同ワーキング・グループ第二次中間整理（2022年12月21日公表）における「顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのようにつながりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。」との整理を踏まえ、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて検討していく課題である。＜金融庁＞
--------------------------------	--

要望項目	14. 確定拠出年金運営管理機関による運用商品の推奨を禁止する規制の緩和	継続項目 (2022 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	確定拠出年金の加入者等の安定的な資産形成を図る観点から、加入者等からの求めに応じて、確定拠出年金運営管理機関が個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とする。 ○確定拠出年金運営管理機関（以下、運営管理機関）は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運営管理業務を行う必要があるとされており、加入者等に対して、運用商品の提示や情報提供は行えるものの、個別の運用商品の推奨は禁止されている。 ○現状、運営管理機関である銀行において、運用商品の提示や情報提供を行った際、加入者等から、具体的にどの商品で運用するかについて相談に応じてほしいとの声が寄せられている。しかし、本規制により、こうした相談に応じることができない状況にある。 ○運営管理機関が加入者等の適合性等を踏まえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスを行うことが可能となれば、運用相談に応じてほしいという加入者等のニーズに応えられるほか、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（2024 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられている家計の安定的な資産形成の推進にもつながる。 ○加入者等からの求めがある場合に限り、個別の運用商品に係るアドバイスを行うことを可能とすれば、加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で業務を行うという運営管理機関の位置づけに反しないと考えられる。 ○また、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の改正（2023 年 11 月）に伴い、運営管理機関には、「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」とする誠実公正義務が課された。このような義務が課されたことで、昨年度要望への回答で厚生労働省・金融庁が指摘した「利益相反の懸念が排除できない」という課題は一定程度解消されたと考えられ、こうした動きを踏まえて検討いただきたい。	
現行規制の	確定拠出年金法第 99 条、第 100 条第 6 号、第 7 号	

根拠	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 2 号 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 2 条第 1 項、第 2 項第 17 号
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 確定拠出年金は、運用結果に対する責任は個々の加入者が負う年金制度である。そのため、加入者が自己責任を負うことを前提に、事業主や確定拠出年金運営管理機関等の関係者が負うべき責務や禁止される行為等を明確化しており、関係者は加入者の利益のみを考慮して忠実に業務を行う義務がある。 確定拠出年金運営管理機関は、運用結果に対する責任を負う個々の加入者に対して忠実義務がある一方で、個々の加入者に対して個別の運用方法を勧誘・推奨することは利益相反の懸念が排除できないため、困難。＜厚生労働省・金融庁＞

要望項目	15. 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存（7 年）を不要とする。 ○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニは不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない（現場の混乱を招いている）。 ○税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○地方税については、関係機関における事務負担の軽減および納税者の利便性向上のため、2023 年 4 月 1 日から納付書に地方税統一 Q R コードが付されている。取引記録の保存義務が撤廃されれば、さらなる事務負担の軽減に資する。 ○例年、警察庁および金融庁より「国または地方公共団体に対する金品の納付または納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があるが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要としている。犯罪による収益の移転防止の観点から、両者の扱いに差を設けている理由を明確に示していただきたい。	
現行規制の 根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 7 条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 6 条第 1 号、第 15 条第 1 項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 22 条第 1 項、第 23 条、第 24 条	

昨年度要望
に対する回答

【対応不可】

国または地方公共団体に対する金品の納付または納入および電気、ガスまたは水道水の料金の支払い（以下「公金納付等」）であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する事後的な資金トレースを可能とする必要がある。

また、金融機関が取り扱う公金納付等については、疑わしい取引の届出義務の対象であり、取引記録の作成および保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられる。

F A T F 勧告（マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策のための国際基準）においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引および国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められている。

したがって、公金納付等における取引記録の保存を不要とすることは困難だと考える。

なお、コンビニエンスストアにおける収納代行業務については、現時点で、法上の規制は行われていないが、マネー・ローンダリング対策上の問題が生じることのないよう、その実態注視等に努めることが重要である。＜警察庁・金融庁＞

要望項目	16. 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	
	○2016 年 10 月より、入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考ええる。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。	

	昨年度要望に対し、「専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、（中略）他の課程と比較して生徒の実在性が担保されていない」と回答されている。そもそも「実在性が担保されていない」生徒に対して入学許可を与えている可能性があるとするれば、それを改善すべきではないか。 (b) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、その対象となっている大学等に附属する場合であっても、幼稚園あての支払いは対象となっていないことが顧客の理解を得られにくい。 幼稚園は学校教育法において入園資格の定めが設けられており、また、その設置には学校教育法に基づき都道府県知事の認可が必要であって、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 昨年度要望に対し、「年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、（中略）園児の実在性が担保されていない」と回答されている。上記(a)と同様、そもそも「実在性が担保されていない」園児に対して入学許可を与えている可能性があるとするれば、それを改善すべきではないか。
現行規制の根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条、第6条、第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第6条、第7条、第15条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 (a) 専修学校のうち専門課程および高等課程については、高等学校および大学と同様、法令上、入学資格が定められており、生徒の実在性が担保されていることから、簡素な顧客管理が認められている。一方、専修学校の一般課程については、入学資格の定めがなく、専修学校自体の実在性は担保されていても、他の課程と比較して生徒の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記するよう、専修学校に周知している。

	(b) 幼稚園については、法令上、幼稚園自体の实在性は担保されていても、年齢以外に特段の入園資格が定められておらず、学齢簿の作成や義務教育学校の卒業等を入学資格とする他の学校と比較して園児の实在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難。
--	--

＜警察庁・金融庁・文部科学省＞

要望項目	17. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の柔軟化	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関して、当該出資先企業が銀行グループの子会社に該当しない旨を明確化する。 ○銀行の投資専門子会社による出資先企業が子会社に該当しない要件については、企業会計基準委員会の「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第16項(4)(以下、「V C 条項」)において、当該出資先企業との間で、「営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと」等の要件が定められている。 ○日本公認会計士協会が銀行等監査人あてに出状した通達(2022年5月13日付)において、連結財務諸表における子会社の該当性判断については、銀行法等で議決権保有期間の上限が定められていること等を考慮して、実態を踏まえた判断が必要とされている。 ○こうした中、出資先企業に対し、銀行グループがソリューション提供(コンサルティング、ビジネスマッチング、人材紹介、リース等)等の取引を行うことによって、監査法人から『投資又は融資以外の取引がほとんどない』とは言えず、子会社に該当する」と機械的に判断されるケースがある。 ○銀行の子会社に該当する場合、出資先企業に四半期毎の決算情報の提供や、銀行の子会社として一定水準のガバナンス(社内規程の整備等)を求めることとなる。議決権保有期間に時限がある中、出資先企業に一時的にこうした対応への負担を強いることとなり、出資先企業の業務運営に支障が生じる可能性があるため、将来の成長・株式売却を見据えたソリューション提供等を断念せざるを得ない。 ○銀行法において、投資専門子会社が議決権保有制限を超えて出資できる要件には、出資先企業の議決権を保有する期間の上限が規定されており、支配目的ではなく、キャピタルゲイン目的の議決権保有であることは明らかである。また、2021年11月に施行された改正銀行法では、ハンズオンによる支援を強化するため、投資専門子会社が営める業務としてコンサルティング業務が追加されている。	

- 出資先企業に銀行グループがソリューション提供等の取引を行った場合であっても、出資先企業が連結財務諸表における子会社に該当しないよう（実態に応じて柔軟に子会社の該当性判断を行うことができるよう）、V C条項の見直し、もしくはA S B JやJ I C P AからのV C条項の解釈に係る通達等の発出を通じ、明確化していただきたい。
- なお、昨年度要望に対し、金融庁は「本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通の取扱い」であること等を理由として、V C条項の見直しに対して慎重に回答している。しかし、以下のような観点を踏まえると、V C条項の見直しには一定の合理性があるものと考えられ、是非検討を進めていただきたい。
- ・ V C条項が策定された時点（2008年）においては、銀行グループによるベンチャービジネス会社等への出資はそれほど行われていない状況にあったと思われるが、2021年に銀行法が改正され、銀行の投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資要件が緩和されるなど、他の事業種に比べ、銀行を取り巻く規制環境等が大きく変化していること。
 - ・ 銀行法の改正に関し金融庁は、銀行の投資専門子会社の出資要件を緩和した目的として、「出資を通じて地域の『面的再生』などを幅広く支援」できるようにすることを挙げており、こうした規制緩和を受けて、地方銀行は地域の取引先等の支援を進めていること。
 - ・ 銀行グループは、出資先を含む取引先に対して、ビジネスマッチングや人材紹介、リース等の様々なサービスを提供しており、V C条項における「営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどない」という要件が、取引先の支援を進めるうえで大きな阻害要因となっていること。

現行規制の 根拠	企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 16 項(4) 監査・保証実務委員会実務指針第 88 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q & A」 日本公認会計士協会「令和 3 年度(2021 年度)銀行法等改正に伴う連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点について」(2022 年 5 月 13 日)
昨年度要望 に対する回答	【その他】 本規制は金融機関だけでなく、全事業種共通の取扱いとして、「他の企業の意思決定機関を支配」しているか否かを基準に連結の範囲に含まれるか否かを判断することとされており、連結の範囲に含まれるか否かは投資家にとっても重要な情報であるため、当該要件の見直し（緩和）については慎重に検討する必要があります。 また、当該条項の該当性については個々の案件において個別で判断されていることから、一律に要件を定める（明確化）ことについても慎重な検討が必要である。 なお、我が国においては、企業会計の基準は企業会計基準委員会（ASBJ）において定めることとされている。＜金融庁＞

要望項目	18. 成年後見制度の見直し	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	顧客が成年後見制度の利用を検討する際、申立て手続に係る手間や費用等から利用を見送るケースがあるため、地方公共団体において申立てを受け付ける（家庭裁判所に申立てを取り次ぐ）等、成年後見制度の見直しを行う。 ○銀行では、職員が認知症等について十分に理解し応対できるための研修等を実施しており、認知判断能力の低下した本人との取引においては、顧客本人の財産保護の観点から、親族等に成年後見制度等の利用を促すのが一般的となっている。 ○成年後見制度の利用にあたっては、家庭裁判所への申立てが必要となっており、その手続きに要する時間や費用の負担、第三者に資産を委ねることへの抵抗感等を理由に、顧客が利用を躊躇するケースがある。成年後見制度の利便性が高まるよう、改善していただきたい。 ○昨年度の法務省からの回答にもあるとおり、インターネットを利用して家庭裁判所に対する申立てができるようになることは、利便性の向上に一定程度寄与するものと考えられるが、成年後見制度の申立人は高齢者である場合も多く、必ずしもインターネットを利用できるとは限らない。申立てにあたっての手続き（必要書類の準備等）に煩雑さや分かりにくさを感じ、成年後見制度の利用を躊躇するケースも多いことから、申立人にとって身近な存在である地方公共団体のサポート体制を拡充してほしい。具体的には、各地公体で設置されている相談窓口の周知・広報や、家庭裁判所への申立てを地公体に取り次げるようにすること等を検討いただきたい。 ○また、成年後見制度の利用にあたって、後見人等への報酬額がネックとなる場合も多い。例えば、東京家庭裁判所では、成年後見人への基本報酬の目安として、月額 2 万円（管理財産額が 1,000 万円未満の場合）を示しているが、管理財産額が少額の場合には基本報酬の目安も引き下げること等を検討いただきたい。 ○その他、利便性の向上等の観点から、成年後見人の選定への不服申立てを可能とする、審理期間の短縮等	

	を検討していただきたい。 ○なお、「成年後見制度利用促進専門家会議」において、本制度の利用促進に向けた検討が進められている。上記のような見直しも含めて検討していただきたい。
現行規制の 根拠	民法第7条 家事事件法第123条
昨年度要望 に対する回答	【検討に着手】 成年後見制度については、第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022年3月閣議決定）において、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきなどの指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされており、有識者等によって構成される「成年後見制度の在り方に関する研究会」に法務省の担当者が参加して、見直しに向けた論点整理の議論に加わっている。引き続き、成年後見制度がより利用しやすいものとなるように、成年後見制度の見直しに向けて必要な検討を行う。 なお、手続に要する時間に係る負担を軽減する観点から、裁判手続である家庭裁判所に対する申立てを行政機関である地方公共団体が受け付けることとすることは困難だが、2023年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）によって、成年後見制度に係る申立てを含め家庭裁判所に対する申立てをインターネットを利用してすることを可能とする法改正がされており、この改正法の施行後は、インターネットを利用して申立てをすることにより、申立人において手続に要する時間に係る負担を軽減することが可能になると考えられる。また、予納を要していた郵便費用は申立手数料に一本化され、一本化後の申立手数料は2,000円（インターネットを利用した申立ての場合は1,900円）となる。申立手数料については、インターネットを利用した申立ての利用状況等を踏まえ、見直しの要否も含めて検討する。 また、登記手数料の額は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他

	一切の事情を考慮して定めているが（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 11 条）、現時点においては、昨今の物価の状況を含めたこれらの要素を考慮しても、登記手数料の引下げは困難。
--	--

＜法務省＞

要望項目	19. 銀行の投資専門子会社等による出資先企業の「みなし大企業」からの除外	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	銀行の投資専門子会社等による事業承継会社等への出資に関して、出資先企業を「みなし大企業」から除外する。 ○中小企業では経営者の高齢化や後継者難により、事業承継が喫緊の課題となる中、地域金融機関への期待は大きく、様々な施策を推進し、支援を行っている。 ○こうした中で、事業承継会社等の企業価値向上のため、銀行の投資専門子会社や投資専門子会社が組成するファンドを通じて事業承継会社等に出資する場合において、出資先企業がいわゆる「みなし大企業」に該当するとして、経済産業省や中小企業庁等の一部の補助金事業等の対象外となる場合がある。 —— 中小企業基本法上には「みなし大企業」の規定はない。しかし、大企業から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社については、いわゆる「みなし大企業」として、例えば「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」、「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等において補助対象外とされている。 ○銀行の投資専門子会社等が出資を行う企業は中小零細企業が多く、補助金・助成金の適用対象外となることで、設備投資等の局面において出資先企業が不利益を被るおそれがある。 ○銀行の投資専門子会社は、支配目的ではなく事業承継支援等を目的にしており、株式の保有期間にも制限があるところ、出資先企業が以上のような不利益を被るのは不合理であると考えられる。そのため、出資先企業の円滑な事業承継等に資する観点から、銀行の投資専門子会社等による出資先企業を「みなし大企業」から除外するよう、経済産業省や中小企業庁等の一部の補助金事業を見直していただきたい。	
現行規制の根拠	—	

要望項目	20. 福祉医療機構における担保順位の取り扱いの改善	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	福祉医療機構と民間金融機関との協調融資案件において、同機構の担保順位を第一順位とする運用を撤廃し、同機構と民間金融機関の担保順位を同順位とする運用に変更する。 ○独立行政法人福祉医療機構の融資については、2019年3月より、民間金融機関の先順位債権（普通抵当に限る）がある案件について、事業者の意向を踏まえたうえで、担保順位の入れ替えは行わない取り扱いに見直された。 ○他方で、福祉医療機構と民間金融機関との協調融資案件においては、同機構の担保順位を第一順位とし、民間金融機関の担保順位は劣後する運用となっている。なお、このような運用は、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、(株)商工組合中央金庫等の他の政府系金融機関との協調融資においては行われておらず、福祉医療機構独自の運用となっている。 ○例えば、病院の建替え等の案件では、長期かつ多額の融資を行うため、民間金融機関としては、上記の担保順位の運用があることにより、担保の保全面が障壁となり、与信等の対応が制限される可能性があるなど、銀行による事業者支援の幅が狭まるケースも考えられる。 ○福祉医療機構において、政府系金融機関の立場として「民業補完」を徹底する観点から、当該運用を撤廃し、同機構と民間金融機関の担保順位を同順位とする運用に変更するよう、厚生労働省から同機構に対して働きかけていただきたい。	
現行規制の根拠	—	

IV. デジタル化の推進に係る要望

要望項目	21. 個人番号（マイナンバー）の銀行業務・事務における活用	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。 ○2024 年 4 月 1 日、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が施行され、銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを進めている。 ○最新の住所等の基本 4 情報の提供が 2023 年 5 月に開始されるなど、政府等においてマイナンバーの活用が進められているが、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。 ○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。 ○昨年度要望に対し、デジタル庁・金融庁・総務省は「対応」と回答しているが、要望の一部に対応されたものと認識している。社会保障・税・災害対策の分野に限らず、個人番号（マイナンバー）を銀行の業務・事務で活用することを可能とするよう、検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条	

**昨年度要望
に対する回答**

【対応】

個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとの意見がある一方、プライバシー保護等の面から幅広く利用することを懸念する意見もあるところ、提案にあるような銀行業務における将来的な個人番号の利用については、個人情報保護への懸念も踏まえ、国民の理解を得つつ、適切に対応していく。

現在、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に沿って、相続時または災害時に、預貯金者または相続人が付番された預貯金口座の情報の提供を金融機関に求めることが可能なサービス等を導入するべく、金融機関他の関係者とともに準備を進めている。当該サービス等の導入の後には、付番の状況や付番に係る各種ニーズ等を踏まえつつ、必要に応じて、国民の理解を得ながら適切に対応していく。＜デジタル庁・金融庁・総務省＞

要望項目	22. 行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等の電子化	継続項目 (2020 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等について、書面を廃止し電子化する。 ○現状、行政機関等からの口座振替依頼や振込依頼等が書面で送付され、書面ベースでの事務処理に係る負担（現物保管、期日管理等に係る負担）が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (a) 税務署からの納税に係る口座振替依頼 国税の振替納税^(注)については、納税者が口座振替依頼書を申請期限までに税務署等に提出することになっている。国税庁は、税務署に提出された依頼書を取りまとめ、各銀行の口座振替の事務処理を行う事務センター等に対し、データ形式で送付している。 (注) 納税者名義の預貯金口座から、口座引落としにより国税（申告所得税、消費税等）を納付する手続き。事前に税務署または希望する金融機関に対し、振替依頼書を提出する必要があるが、次回以降は自動的に振替納税が行われる。 しかし、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付されている。これにより、口座振替の手作業での処理や、口座振替結果に係る書面の返送等の事務が発生している。 昨年度要望に対し、財務省は「従前より e-Tax 方式の利用拡大に取り組んでいるところ、引き続きご協力いただきたい」と回答しているが、e-Tax 方式を利用しても、申請期限を超過した口座振替依頼については、税務署から銀行へ書面で送付される対応となっている。申請期限超過後の口座振替依頼についても e-Tax 方式で送信可能とすること等により、金融機関が e-Tax 方式を利用しやすい環境を整備し、税務署から銀行への紙媒体での口座振替依頼の送付が無くなるよう推進いただきたい。 (b) 年金事務所からの高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼 高齢任意加入の厚生年金保険料納付に係る口座振替依頼については、一部の年金事務所から該当口座のある銀行の営業店に対し、個別に書面で送付される。	

昨年度要望に対し、厚生労働省は「日本年金機構においては、システムの刷新を行っているため、現段階においては、高齢任意加入の厚生年金保険料納付にかかる口座振替依頼の取扱の変更に係るシステムの改修を行うことは難しい」と回答しているが、日本年金機構のシステム刷新の現状や、本要望に関するシステム改修がいつ頃行える見込みか、具体的に回答いただきたい。

(c) 自衛隊からの各種振込依頼（委託国庫送金の書面での依頼）

自衛隊からの各種振込依頼については、自衛隊から日本銀行を通じて、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店に対し、書面で送付される（委託国庫送金の書面での依頼）。

昨年度要望に対し、防衛省は「今後、支払単位の見直しやシステム構築・改修も含めて、支出官払への移行を進めていく」と回答しているが、書面での依頼が順調に減少している地域もある一方、ほとんど減少していないという地域もある。全国的に書面での依頼が減少するよう、防衛省には、各地域での取組状況に差異がないか確認いただいたうえで、支出官払への移行を推進いただきたい。

(d) 戦没者等の遺族等に対する記名国債（特別弔慰金国庫債券）の交付

戦没者等の遺族等に対する弔慰金は、記名国債（特別弔慰金国庫債券）をもって交付することとされている。日本銀行の代理店となっている銀行においては、記名国債の交付や償還金の支払いに係る事務負担が重くなっている。

昨年度要望に対し、厚生労働省は「受給者であるご遺族など関係者からは、国債による支給が良いというご意見を多くいただいております、1965年の創設以来慣れ親しんでいる仕組みを変更することは、受給者に混乱を与えかねない」と回答している。国債による支給を望む方々がいらっしゃることについては理解するが、振込等による支給を追加的な選択肢として設ければ、受給者への混乱も生じないと考えられるため、検討いただきたい。

(e) 地方公共団体からの国民健康保険団体連合会指定の振込用紙による振込依頼

地公体からの各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下、国保連）への振込については、多くの地公体において、銀行の営業店に対し、書面により依頼されている。また、振込人名の前に、指定の

	10桁の番号を入力して送金することを求められ、銀行が当該10桁の番号を手入力している。振込用紙は国保連指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要があるほか、さらに、国保連の取りまとめ金融機関あてに、納入済通知書を郵送する必要がある、事務負担となっている。 昨年度要望に対し、厚生労働省は「提案については、国民健康保険中央会より国民健康保険団体連合会へ情報提供させていただく」と回答しているが、対応に改善が見られない地域も多い。書面ではなくデータ伝送によって振込依頼を行う地公体も存在するため、厚生労働省より国民健康保険中央会等に対し、そのような好事例を横展開するよう要請いただきたい。 (f) 地方公共団体からの全国市町村職員共済組合連合会指定の振込用紙による振込依頼 地公体からの各都道府県の市町村職員共済組合への振込については、地公体から銀行の営業店に対し、書面により依頼される。振込用紙は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件ずつ振込処理する必要がある、事務負担となっている。 昨年度要望に対し、総務省は「まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握したうえで、その対応の可否について検討していく」と回答している。実態把握の結果や、それを踏まえた対応方針について回答いただきたい。 ○口座振替依頼や振込依頼が書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口座振替・振込を依頼する行政機関等においても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながると考える。また、戦没者等の遺族等に対する弔慰金が記名国債の券面による交付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、受取人（遺族等）の利便性も向上すると考える。
現行規制の根拠	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条 日本銀行代理店等関連規定「国債事務例規集（代理店用） 第3編 記名国債証券交付事務」
昨年度要望に対する回答	【(a)：検討を予定】 国税の振替納税については、大多数が定まった日に口座引き落としを行っているものの、消費税中間分の

ように件数が少ない場合については、紙の納付書の処理を行っていることから、税務署・金融機関共に事務コストがかかっていると認識している。

この課題を解決するためには、税務署と金融機関がオンラインで納付書情報のやりとりを行うことが重要であると考え、従前より e-Tax 方式の利用拡大に取り組んでいるところ、引き続きご協力いただきたい。＜財務省＞

【(b)：対応不可】

現状、口座振替事務は、社会保険料の口座振替納付に係る契約において、「社会保険料の預金口座振替取扱要領」（以下「取扱要領」）に基づき行うとしているところ。

口座振替依頼を行う場合の電子媒体の仕様は取扱要領で定めており、当該仕様どおり電子媒体を作成するにあたっては、日本年金機構の社会保険オンラインシステムによって作成するほかないが、現在、日本年金機構においては、システムの刷新を行っているため、現段階においては、高齢任意加入の厚生年金保険料納付にかかる口座振替依頼の取扱の変更に係るシステムの改修を行うことは難しい。＜厚生労働省＞

【(c)：対応】

既に給与等の一部の経費については、支出官払へ移行済み。

そのうえで、政府の方針（会計業務の効率化に向けた改善計画（2016年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定））に従い、今後、支払単位の見直しやシステム構築・改修も含めて、支出官払への移行を進めていく。

なお、自衛隊においてはその運用や任務の特殊性を踏まえて資金前渡官吏による支払が必要な場合が一定程度残るため、完全な支出官払への移行（資金前渡払の廃止）は難しい。＜防衛省＞

【(d)：対応不可】

現行の特別弔慰金については、既に請求受付を終了しており、今後の特別弔慰金の支給等については、現時点では未定。

いずれにしても、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いを致し、国として弔慰の意を表すために支給しているものであり、国としての弔慰の意が、受給者の方々に一層実感いただけるよう、制度創設以来、交付国債という形あるもの（有価証券）で支給し、毎年償還を受けていただいている。

これまで、受給者であるご遺族など関係者からは、国債による支給が良いというご意見を多くいただいております。1965年の創設以来慣れ親しんでいる仕組みを変更することは、受給者に混乱を与えかねない。

＜厚生労働省＞

【(e)：その他】

いただいた提案については、国民健康保険中央会より国民健康保険団体連合会へ情報提供させていただく。＜厚生労働省＞

【(f)：その他】

まずは、地方公共団体から地方公務員共済組合への払い込みがどのように行われているのか実態を把握したうえで、その対応の可否について検討していく。＜総務省＞

要望項目	23. 地方公共団体の支出における小切手振出の廃止	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地方公共団体の支出にあたっての小切手振出を不要とすること等により、インターネットバンキングによる口座振替への切替等を推進する。 ○政府の「成長戦略実行計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5 年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026 年度末までに、手形・小切手の交換枚数をゼロにする目標を掲げ、インターネットバンキング（以下、I B）等の電子的決済サービスの利便性向上、地公体を含む取引先への導入促進に取り組んでいる。その一環として、小切手帳の新規発行停止の方針を決定した金融機関も増えてきている。 ○今後、小切手帳の新規発行停止の方針を決定する金融機関は増加する見込みであり、地公体における支出についても、小切手の振出から I B 等の電子的決済サービスに切り替える必要がある。総務省からも、地公体向け通達において、I B による口座振替の方法により支出することが可能である旨を通知いただいているが、地公体との取引の現場では、以下の課題に直面している。 ①地方自治法第 232 条の 6 第 1 項および同施行令第 168 条の 3 第 2 項の規定により、「支出方法の原則は小切手である」、「I B では、支出にあたって必要な『会計管理者の通知』を充足できない」として、I B 等の利用に応じてもらえない。 ② I B による支出を行っている地公体においても、メインの会計口座とは別に、I B による振込用口座を開設し、上記の「会計管理者の通知」を充足するために、都度、わざわざ小切手等を用いて、メインの会計口座から振込用口座への資金移動を指示したうえで、振込用口座から債権者の口座へ振込を行っているケースがある。そのため、小切手の削減につながっていないうえ、地公体も金融機関も I B を用いる事務負担削減効果を享受できていない。	

	○これらの課題を踏まえ、総務省において、次の対応を措置いただきたい。 ① I B 等の利便性向上、金融機関における小切手帳の新規発行停止の動向を踏まえ、地方自治法第 236 条の 6 第 1 項および同施行令第 168 条の 3 第 2 項を改正し、地公体の支出にあたっての小切手の振出や、紙媒体での「会計管理者の通知」を不要とする。 ②「会計管理者の通知」については、I B による口座振替をもって同通知に当たるという解釈を、地公体への通達等により改めて周知する。
現行規制の根拠	地方自治法第 232 条の 5 第 2 項 地方自治法第 232 条の 6 第 1 項 地方自治法施行令第 168 条の 3 第 2 項 令和 5 年 6 月 13 日付総行行第 232 号「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に係る経費負担の見直しの状況に係る調査及び公金収納等事務の効率化・合理化に係る取組に関する留意事項について」
昨年度要望に対する回答	【その他】 地方公共団体の支出は、小切手による振出しに限らず、口座振替の方法によりすることができることとされているが、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に係る経費負担の見直しの状況に係る調査及び公金収納等事務の効率化・合理化に係る取組に関する留意事項について」（2023 年 6 月 13 日付け総行行第 232 号）により、「成長戦略実行計画」（2021 年 6 月閣議決定）において、「小切手の全面的な電子化を図る」こととされたこと等の小切手の縮減に向けた取組を周知するとともに、インターネットバンキングによる口座振替の方法により支出することが可能である旨を通知し、インターネットバンキングによる口座振替の積極的な活用を地方公共団体に促してきたところであるが、今後も、様々な機会を捉えて、インターネットバンキングによる口座振替の活用を促していく。＜総務省＞

要望項目	24. 地方公共団体における定額小為替証書の利用の廃止	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地方公共団体における定額小為替証書の利用を廃止する。もしくは定額小為替証書の銀行への持ち込みを取り止める。 ○住民票や戸籍謄本を郵送で請求する際、地方公共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方公共団体が受領した定額小為替証書の多くは指定金融機関に持ち込まれており、枚数精査や電子交換所へ送信するためのデータ化等が事務・管理負担となっている。 ○政府の「成長戦略実行計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）では、「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5 年後の約束手形の廃止に向けた取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」とされた。 ○これを受け、銀行界は、2026 年度末までに、定額小為替証書を含めた電子交換所における交換枚数をゼロにする目標を掲げ、自主行動計画を策定している。 ○自主行動計画において、定額小為替証書の取扱いは、「関係者（ゆうちょ銀行）と削減に向けた協議を継続していく」としているが、手形・小切手と比べて削減のペースは鈍く、交換枚数ゼロの目標の達成に向けたボトルネックの一つとなっている。 ○上記のとおり、政府方針を踏まえ、銀行界では自主行動計画に基づく取り組みを進めているところ、それを後押しいただく観点から、定額小為替証書の廃止に向けた検討を進めるとともに、すぐに廃止が困難な場合には、地方公共団体が定額小為替証書を郵便局に持ち込み、換金してから指定金融機関の口座に入金するよう、取り扱いを変更いただきたい。	
現行規制の根拠	地方自治法第 231 条の 2 第 3 項 地方自治法施行令第 156 条 平成 24 年 7 月 30 日総務省告示第 292 号	

昨年度要望
に対する回答

【その他】

住民票等の手数料は、事務に要する経費と、役務の提供を受ける住民の利益とを勘案しつつ、当該団体における他の手数料等との均衡を考慮して市町村の条例で定めるものであるが、その納付の方法については、各市町村において検討いただき、適切に判断されているものと承知している。

自治体における公金納付については、住民の利便性向上や公金収納事務の効率化の観点から、キャッシュレス決済を含む多様な方法により行えるようにすることが重要であり、地方自治法に基づく指定納付受託者制度等により、クレジットカードやスマートフォンアプリ等による決済を可能としてきたところである。

これに加え、現在、納付書を発行して納付を行う地方税以外の公金について、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した納付が可能となるよう取組を進めているところであり、こうした取組を着実に進めることにより、自治体の公金納付のデジタル化を推進していきたい。＜総務省、法務省＞

要望項目	25. 地方公共団体における定期的な支出における自動口座引落の許容	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地方公共団体における定期的な支出（金融機関への手数料支払い、公共料金支払い、元利金返済等）について、口座引落による支出を可能とする。	
	○2024 年 10 月より、内国為替制度運営費が、地公体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出にも適用されることとなった。これに伴い、地公体から金融機関への手数料の支払件数が増加することが想定される。 ○現状、金融機関が地公体から手数料等を受領する場合、支払方法（小切手、インターネットバンキング（以下、I B））を問わず、地方自治法施行令第 165 条の 2 に基づき、金融機関から請求書を発行し、それを起点に地公体が支払いを指図している。このため、内国為替制度運営費の適用開始後は、請求書発行負担が大幅に増大することが懸念される。 ○総務省は、地公体あて通達において「I B による口座振替の方法により支出することが可能である」旨を通知しているが、I B による支出を導入しても、「自動口座引落」（事前に設定した口座から定期的に必要な資金を引き落とすこと）の利用は不可とする地公体が大多数となっている。 ○これは、地公体において、総務省通達上の「口座振替」は、「支払いの必要が生じた都度、I B で振込の操作をすること」を指しており、支出にあたっては「債権者からの申出」（地方自治法施行令第 165 条の 2）や「会計管理者の通知」（同第 168 条の 3 第 2 項）が必要とされる以上、「自動口座引落」は含まないと解釈していることが要因である。 ○こうした状況を踏まえ、総務省におかれては、「既存の通知における、I B による口座振替には、都度の振込だけでなく『自動口座引落』も含意しており、事務負担軽減の観点から自動口座引落を積極的に利用推奨する」旨を通知いただく等、地公体における定期的な支出（金融機関に支払う各種手数料や元利金返済、公共料金の支払い等）については、「自動口座引落」の利用を可能としてほしい。	

	○「自動口座引落」の利用が可能となれば、金融機関の請求事務が軽減されるだけでなく、地公体にとっても、「会計管理者の通知」を都度取得するための手続き（小切手の振出やＩＢでの振込操作）が不要になる等、事務負担の大幅な削減効果が期待される。
現行規制の 根拠	地方自治法第 232 条の 5 第 2 項 地方自治法施行令第 165 条の 2 地方自治法施行令第 168 条の 3 第 2 項
昨年度要望 に対する回答	【現行制度で対応可能】 地方自治法および関係法令上、口座振替を行うことができる経費について特段の制限はない。 ＜総務省＞

要望項目	26. 各種共済制度の申込受付等のデジタル化	継続項目 (2021 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	中小企業退職金共済制度の申込書について、オンラインによる提出とする。また、特定業種退職金共済制度の掛金納付について、共済手帳に共済証紙を添付する方法を廃止し、電磁的方法とする。 ○中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○この共済制度の実施主体である勤労者退職金共済機構のホームページ経由等で顧客が直接オンラインにより申込書を提出することが可能となれば、顧客の利便性向上、同機構および金融機関の事務処理の効率化、負担軽減につながる。 ○昨年度要望に対し、厚生労働省は「契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識している。(中略) 2026 年 10 月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を進めていきたい」と回答いただいているが、回答いただいたスケジュールに沿って、着実に検討を進めていきたい。 ○また、特定業種退職金共済制度の掛金は、共済手帳に共済証紙を添付する方法により納付され、共済契約者は金融機関窓口で共済証紙を購入しなければならない、共済契約者・金融機関双方にとって負担がある。同制度のうち、建設業退職金共済制度については、2020 年 10 月より、電磁的方法（ペイジーまたは口座振替）による納付が可能となった。清酒製造業退職金制度および林業退職金共済制度も含め、掛金納付が電磁的方法に一本化されれば、事務処理の効率化・負担軽減につながるため、検討いただきたい。 ○昨年度要望に対し、厚生労働省は「電磁的方法を導入する場合、システムの構築および運用には相当のコストがかかるところ、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要」と回答している。しかし、銀行では共済証紙に関する残高管理等の負担を強いられており、このような社会的コストがあることや、デジタル社会の形成という政府の目標等も踏まえて、電磁的方法の導入を前向きに検討いただきたい。	

現行規制の 根拠	中小企業退職金共済法第 44 条第 4 項、第 5 項 中小企業退職金共済法施行規則第 4 条第 1 項、第 86 条～第 86 条の 3、第 89 条 令和 2 年 4 月 22 日厚生労働省告示第 191 号
昨年度要望 に対する回答	【その他】 契約申込手続きのオンライン化について、将来的な実現の必要性は認識している。 中退共では、現在、基幹システムの再構築を実施しており、仕様凍結期間に入っているため、2026 年 10 月に予定している新基幹システムリリース以降に具体的な検討を進めていきたい。 特定業種退職金共済制度は、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を踏まえ、就労実績に応じた掛金納付を行うことができる、共済契約者および被共済者双方にとって簡便な方法として共済手帳への証紙貼付の方法を設けている。建設業退職金共済における電磁的方法の導入の際、中小規模の事業主には、引き続き証紙貼付方法により掛金を納付したいとの要望もあったことから、共済契約者の利便にも配慮して、建設業退職金共済においては証紙貼付方法と電磁的方法による納付との併存方式を採ることとし、電磁的方法への一本化はしなかったところである。 また、建設業以外の特定業種についても、電磁的方法を導入する場合、システムの構築および運用には相当のコストがかかるところ、建設業以外の特定業種がそのコストを負担できるか等について慎重な検討が必要。＜厚生労働省＞

要望項目	27. 捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請の電子化等	継続項目 (2023 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結要請について、書面の郵送や F A X による方法を廃止し、電子化する。また、捜査機関から金融機関への口座凍結要請の連絡を早期化する。 ○金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」において、捜査機関からの外部照会の状況や凍結要請等の分析が求められている。 ○現状、捜査機関からの外部照会や凍結要請等は紙を媒体として各金融機関に通知されている。照会や凍結要請について、行内の状況確認・回答作成、効率的な分析等の対応のため、通知情報を銀行でデータ化している。 ○「規制改革実施計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）において、「デジタル庁とも連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、2026 年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す」とされている。捜査機関からの捜査関係事項照会や口座凍結依頼の電子化が実現すれば、銀行の事務・管理負担の軽減に加え、マネロン等対策の高度化・効率化に資する。 ○昨年度要望に対し、警察庁・金融庁・デジタル庁は「検討に着手」としており、捜査関係事項照会および口座凍結要請の双方について、いつ頃までに電子化を実現する想定か、具体的なスケジュールを示していただきたい。 ○また、電子化と併せて、捜査機関から金融機関に対する口座凍結要請等の連絡を早期化していただきたい。例えば、マネロンを行う犯罪組織を摘発した場合等において、容疑者逮捕の公表から口座凍結要請までに期間を要すると、その間に資金移転が行われるリスクも生じうる。金融機関において、口座凍結や取引停止等に係る迅速な対応ができるよう、可能な限り公表と同時に金融機関あて連絡してほしい。	
現行規制の 根拠	刑事訴訟法第 197 条第 2 項 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（F A Q）」Ⅱ－2 (2)	

昨年度要望
に対する回答

【検討に着手】

（捜査関係事項照会）

関係省庁および金融機関等で構成する「金融機関×行政機関の情報連携検討会」の「課題検討ワーキンググループ」における結論も踏まえ、警察において、現状や課題を具体的に把握したうえで、電子化に向けて検討している。

（口座凍結の依頼）

金融機関に対する預貯金口座の凍結依頼の運用方法については、金融機関側の事務負担等も考慮しつつ、口座の凍結依頼を行う際の緊急性等も踏まえながら、より効果的かつ効率的な運用ができないか引き続き検討していく。＜警察庁・金融庁・デジタル庁＞

要望項目	28. 公立高校等の入学料納入のキャッシュレス化の推進	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	公立高校等の入学料納入について、金融機関窓口での納付書払いや学校での現金徴収を見直し、各都道府県に対して口座振替やクレジットカード払い等の電子的決済への切り替えを奨励することで、キャッシュレス化を推進する。 ○公立高校等の入学料について、都道府県によっては、指定の納付書により金融機関の窓口で支払われたり、入学式当日に学校が現金で徴収したりする場合がある。 ○金融機関での窓口納付の場合、合格発表日から入学式前後の短期間に金融機関への来店・手続きが集中し、窓口混雑の原因となっており、顧客の利便性に支障を来している。 ○また、入学式当日に現金徴収される場合は、学校側で多額の現金を収納・管理しなければならず、負担が大きいほか紛失・盗難のリスクもある。金融機関側でも、現金入金に係る事務負担が生じている。 ○一部の都道府県では、口座振替やクレジットカード払い、コンビニ払い、Pay-easy（ペイジー）納付等により、入学料のキャッシュレス納付に対応している。 ○公立高校等の入学料納入について、キャッシュレス化を推進することで、生徒・保護者の利便性向上や、学校側の現金収納・管理の負担軽減につながるほか、金融機関の事務効率化に資すると考えられるため、総務省や文部科学省等において、キャッシュレス納付に対応していない都道府県への働きかけ（通達の発出等）をお願いしたい。	
現行規制の 根拠	—	

要望項目	29. オフショア市場における承認金融機関の確認義務の簡素化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	東京オフショア市場において、承認金融機関に求められる取引の相手方が非居住者であることの確認義務について、確認方法のデジタル化や記載の簡素化を許容する。 ○東京オフショア市場は、外国為替及び外国貿易法の規定により、財務大臣の承認を受けた特別国際金融取引勘定を保有する金融機関（以下、承認金融機関）が、非居住者を取引の相手方として国外から調達した資金を国外で運用する「外—外取引」を行うことを原則とした市場である。 ○外国為替令第 11 条の 2 第 9 項により、承認金融機関は、非居住者とのオフショア取引の都度、取引等の相手方が非居住者であることを確認することが求められている。 ○具体的には、承認金融機関は、取引等の相手方が非居住者であることを確認した場合は、確認のために使用した書類（または当該書類の写し）に確認を了した旨およびその年月日を記載し、併せてその書類を当該取引が終了した日後 5 年間保存^{（注）}することとされている。 （注）保存の方法は、書面、電磁的記録またはマイクロフィルムによることとされている。 ○上記の確認は、紙ベースで行うことが求められており、オフショア取引を行う金融機関において、相応の事務負担が生じている。 ○そのため、承認金融機関の事務負担軽減やペーパーレス化に資する観点から、①電磁的手段により確認を了した旨を記録すること（ワークフローシステム上に、取引等の相手方が非居住者であることを確認した旨を記録する等）や、②確認書類上で取引日付が記載されていれば、確認した年月日の記載を省略すること等を許容いただきたい。	
現行規制の 根拠	外国為替及び外国貿易法第 21 条第 3 項 外国為替令第 11 条の 2 第 9 項 外国為替に関する省令第 19 条第 5 項 財務省「特別国際金融取引勘定に関する事務取扱要領について」第二 一～六	

V. 銀行事務の合理化に係る要望

要望項目	30. 地方自治体に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止または緩和	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	地方自治体に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止または緩和する。 ○地方自治法施行令において、指定金融機関（以下、指定金）には担保提供義務が課されている。 ○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地方自治体と指定金との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○これらの点を踏まえると、法令で指定金に担保提供を原則義務付けることは、過剰な規制であると言えるため、地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項の規定を削除いただきたい。 ○当該規定の削除が難しい場合、少数の地公体においては、上記条項が「地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない」との規定であることから、当該地公体の長の判断により無担保としている実態があることを踏まえ、地公体で取り扱う公金の規模や指定金の財務状況等を鑑みたくえで、無担保とする運用が拡大していくよう、総務省において地公体への働きかけを進めていただきたい。 —— 総務省「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」（2015 年 12 月）において、2014 年 4 月時点で、指定金の担保提供について 6.0%の市町村が「未回答、無担保等」であることが示されている。 ○なお、銀行は、指定金業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくると考える。	
現行規制の 根拠	地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項	

**昨年度要望
に対する回答**

【対応不可】

指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点から、必要と考えている。

地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではあるが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能だとしても、仮に指定金融機関が破綻するなど不測の事態が発生した場合は、担保提供があることにより確実に損害へ充当することが可能となるもの。

なお、担保提供義務のない指定代理金融機関、収納代理金融機関が破綻した場合においては、指定金融機関が責任を負うこととなっている。＜総務省＞

要望項目	31. 選挙供託制度の見直し	継続項目 (2019年度より)
要望内容 ・ 要望理由	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。または、休日における供託金納付対応の法務局への一元化や、供託金納付方法の電子納付への一本化を実現する。 ○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 —— 立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日（公示日・告示日）および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日出勤により対応している。 ○休日にあたる場合に限り、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める（届出の当日に「供託したことを証明する書面」が添付されていなくとも、当該書面を事後提出すれば、届出を有効なものとする）扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ○昨年度要望に対し、総務省は「立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届出が事後的に却下されることとなるが、そのような取扱い是有権者等の混乱を生じるため、提案への対応は困難」と回答している。しかし、供託金は電子納付が可能であるほか、立候補希望者があらかじめ納付しているケースも多いため、立候補届出日当日に代理店に立候補希望者が来店することは稀であり、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認めても影響は軽微と考えられる。 ○また、上記の対応が難しい場合には、公的なコストを私企業である銀行に負担させている現状を改善する観点から、①現金による供託金納付を受付可能な法務局を拡大し、休日における供託金納付への対応を法務局に一元化することや、②行政手続のデジタル化の一環として、供託金の納付方法を電子納付へ一本化（日銀代理店での供託事務を廃止）することを検討いただきたい。	

現行規制の 根拠	公職選挙法施行令第 88 条第 4 項、第 88 条の 3 第 4 項、第 88 条の 5 第 4 項、第 89 条第 2 項 日本銀行代理店等関連規定「国庫事務例規集（代理店用） 2 /公職選挙法により選挙が行なわれる場合の供託事務の取扱いについて」
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立や売名目的のための立候補を防止するため、供託の制度が設けられており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面（供託書正本）の添付が必要とされている。立候補届出期間は、選挙の期日の公示日または告示日の一日間のみであり、供託がなされていることを確実に確認せずに立候補届出を受理すれば、上記の供託制度の目的が果たせなくなり、また、立候補届出において必要添付書類とされている供託書正本の事後提出を認めるとすると、供託書正本が提出されなかった場合等には一度受理された立候補届出が事後的に却下されることとなるが、そのような取扱いは有権者等の混乱を生じるため、提案への対応は困難と考える。 なお、選挙供託における電子納付およびオンライン申請の利用を推進するため、立候補予定者説明会等の機会において、立候補予定者等に対し、電子納付およびオンライン申請の利用について案内するよう、総務省から各選挙管理委員会に対して要請している。 また、全ての無記名国債証券の消滅時効の完成に伴い、2024 年 3 月 22 日以降は、地方選挙のうち当該選挙において、法務局本局もしくは地方法務局本局または東京法務局八王子支局もしくは福岡法務局北九州支局が指定されたときは、日本銀行代理店における休日対応が不要となる。＜総務省、法務省＞

要望項目	32. 債権差押に係る書類の集中部署への直送の許容	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	債権差押に関する事務処理を集中部署（事務センター等）で行う金融機関については、裁判所からの債権差押に係る書類（債権差押命令通知書等）を集中部署に直送することを許容する。 ○裁判所が発送する債権差押命令通知書等の書類の送付先は、法令上の制限はないものの、債権者が債権差押命令申立書に記載した送達場所に限定されている。預金債権の差押の場合、「送達場所」には、差押対象の預金口座がある金融機関の各営業店の住所を記載するのが通例となっている。 ○債権差押命令通知書が到達すると、各営業店において、通知書の内容確認、債務者の特定、差押対象預金の確保等の事務を速やかに実施する必要があり、窓口対応等の通常業務と並行して行うため、営業店での事務負担が大きい。 ○また、このような営業店の事務負担を踏まえ、営業店で受け取った書類をデータ化し、集中部署（事務センター等）に差押手続を集約している銀行もあるが、このような銀行でも書類のデータ化が一定の事務負担となっている。 ○以上のような事務負担を軽減し、円滑な債権差押に資する観点から、銀行が裁判所に事前申請等を行うことを前提に、債権差押に係る書類を集中部署（事務センター等）に直送する取り扱いも認めるよう、最高裁判所等において各裁判所へ働きかけてほしい。	
現行規制の根拠	—	

要望項目	33. 有事発生時における店舗の臨時休業等の手続きの簡素化	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	有事発生時における銀行店舗の臨時休業・業務再開等に係る手続き（行政庁への届出、公告、店頭掲示）を簡素化する。 ○2019年10月の銀行法施行規則改正により、台風・地震・異常気象等によって、営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合には、臨時休業および業務再開の届出・公告・店頭掲示が不要とされた。 ○他方で、近年、国際政治の不安定化を背景に、国際的にミサイル発射やテロ等の有事が増加しており、日本においても、有事発生によって役職員や利用者に重大な危険を生じさせる懸念が高まっている。そのため、有事発生時にも、異常気象等発生時と同様に、臨時休業・業務再開等に係る手続きを簡素化いただきたい。 ○営業所の役職員、利用者の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがある「有事」として、例えば、以下のケースを想定している。 ・ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）が配信される近隣諸国からのミサイル発射 —— 2023年、北朝鮮のミサイル発射に伴い、Ｊアラートが４回発出された。 ・ 国内でのテロや日本が関係する軍事衝突等の発生 ・ 原子力災害対策指針における全面緊急事態 ・ １類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）のパンデミック 等	
現行規制の 根拠	銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第2項第5号、第5項第2号、第6項第2号	

VI. 当局届出等の簡素化に係る要望

要望項目	34. 業務報告書等の簡素化	継続項目 (2018 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行法に基づき提出している業務報告書等を簡素化する。 ○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。 ○業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能である。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「対応」と回答しているが、以下の簡素化については対応いただいてないため、引き続き検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する —— 「第1事業概況書」を削除する（事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため）、決算状況表と重複する事項（自己資本比率の状況、役職員数等）を削除するなど、項目を削減する。	
現行規制の根拠	銀行法第 19 条	
昨年度要望に対する回答	【対応】 業務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは困難。 他方で、業務報告書の作成方法について現状認められている「添付方式」に加えて「参照方式」も認めることとする「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を 2024 年 1 月 18 日に公表。＜金融庁＞	

要望項目	35. 銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出の廃止	継続項目 (2021 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。 ○銀行および銀行持株会社は、役員等（代表する取締役、常務に従事する取締役、監査役）を選任しようとする場合、または役員等が退任しようとする場合、内閣総理大臣に届出をしなければならない。 ○役員等の選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示していることに加え、役員等の一覧は有価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要ということであれば、株主総会の招集通知（候補者の氏名、選任理由等を記載）を金融庁に送付することで、代替可能であると考ええる。 ○昨年度要望に対し、金融庁は「その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難」と回答しているが、適時開示や有価証券報告書、株主総会招集通知等で銀行が開示している情報により、適切なモニタリングは可能であると考ええる。このような情報によって代替不可であるとすれば、その理由を明確・具体的に示していただきたい。	
現行規制の 根拠	銀行法第 53 条第 1 項第 8 号、第 3 項第 9 号 銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 3 号、第 3 項第 3 号	
昨年度要望 に対する回答	【対応不可】 銀行および銀行持株会社の役員等については、当局への届出により、その適格性を適切にモニタリングする必要があるため、措置は困難。＜金融庁＞	

要望項目	36. 銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の簡素化	継続項目 (2022 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行の営業所の位置変更届出書の添付書類の記載事項を簡素化する。 ○営業所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出なければならない。 ○当該届出書には、「営業所の新所在地」、「理由」、「新営業所の概要」等を記載した書類を添付しなければならない。当該添付書類の記載項目が多く、かつ、調査に時間を要する項目もあり、多大な事務負担となっている。 ○2024 年 5 月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、「開発費用」（土地取得費、建物建築費等）の記載が不要とされたほか、店舗内店舗方式による移転の場合には「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄の記載と営業所の略図の添付は不要とされた。 ○他方、上記改正後も「新営業所の概要」（土地の面積、建物の延面積、営業室の面積等）、「業績実績・予想」（預金・貸出・損益・人員の実績と予想）の記載が求められており、その作成負担は重く、記載事項の簡素化（削減）を引き続き検討していただきたい。	
現行規制の 根拠	銀行法第 8 条第 1 項 銀行法施行規則第 9 条第 1 項、第 2 項 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-1、別紙様式 4-2、4-2 の 2	
昨年度要望 に対する回答	【対応】 銀行法に基づく支店の位置変更届出については、銀行業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要がある。 そのうえで、銀行監督上の必要性等を踏まえた届出の見直しを行うこととし、2023 年 12 月 15 日に「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）」等を公表した。＜金融庁＞	

要望項目	37. 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継続項目 (2016 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の「役員の兼職状況」の届出を廃止する。直ちに廃止することが難しい場合、記載事項に変更がある際の届出期限を延長（「30 日以内」等）する。 ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要がある、この申請書には、「役員の兼職状況」を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2 週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月 2 回変更がないか確認する必要がある、多大な事務負担となっている。 ○銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 ○このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の兼職状況」の記載を不要としても問題ないとする。 ○また、特に社外取締役の場合、本人からの申し出がない限り、リアルタイムに兼職状況を把握することは困難である。2 週間以内に役員への確認、行内手続き、届出の提出を完了することは事務負担が大きいことから、直ちに「役員の兼職状況」の届出を廃止することが困難な場合、届出期限の延長（例えば、「30 日以内」等）を検討いただきたい。	
現行規制の根拠	確定拠出年金法第 89 条、第 92 条第 1 項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 2 条、第 3 条、様式第 2 号	

昨年度要望 に対する回答	【その他】 確定拠出年金運営管理機関の役員の兼職状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を判断するため、役員が確定拠出年金法第91条第1項第5号に該当する者でないかを確認することとしている。これは、登録を取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものが役員にいる法人からの登録を拒否するものであり、銀行法に基づく確認とはその内容が異なることから、提案に対応することは困難。＜厚生労働省・金融庁＞
--------------------------------	--

要望項目	38. 認定経営革新等支援機関に関する届出の一部廃止	継続項目 (2021 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関である銀行に係る(a)統括責任者、統括責任者を補佐する者、および(b)主たる事務所の所在地に変更があった場合の届出を廃止する。 ○銀行が中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受ける場合、経済産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更がある場合、変更の届出を行わなければならない。 ○次の項目については、以下の理由から変更届出を廃止しても問題ないと考える。 (a) 統括責任者、統括責任者を補佐する者 銀行は、コンサルティング機能の発揮を通じて、取引先の経営支援を行っている。このように、銀行全体として経営革新等支援業務に取り組んでいることを踏まえると、役員を把握できれば、統括責任者等の届出は不要と考える。 また、直ちに廃止が難しい場合には、個人ではなく部門名・役職にて届出すること（例えば、統括責任者について「●●部（法人支援部門の名称）の部長」と記載する等）を可能としていただきたい。 (b) 主たる事務所の所在地 銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。 ○昨年度要望に対し、デジタル庁・経済産業省・金融庁は「検討に着手」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。	
現行規制の根拠	中小企業等経営強化法第 31 条第 3 項・第 4 項 中小企業等経営強化法第 31 条第 1 項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令第 2 条、第 3 条、様式第 2	

昨年度要望
に対する回答

【検討に着手】

経営革新等支援機関に関する申請・届出については、提出そのものを直ちに廃止することは困難であると考えているが、金融機関からご提出いただくものについては、金融庁において、申請内容（役員等）の省略や添付書類（登記簿謄本等）の削減等で合理化を進めてきた。

そのほか、事務所の所在地が変更になった場合に変更内容の届出を求めている制度に関し、現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略＝ワンスオンリー（再提出不要）を実現するために必要な制度やシステムの論点の検討を進めている。

具体的には、現状は、法人の名称や本店所在地が変更された際、個別制度毎に、当該法人から変更届出を求めているところ、法人の名称や本店所在地など、制度間で共通する商業法人登記に関する情報について行政機関がバックオフィスで情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的な法整備やシステム整備の検討を進めている。

ご指摘いただいている点は、中小企業等経営強化法の変更届出等において共通する項目については、届出等の省略ができるのではないかと御要望であると認識している。

事務所の所在地が変更になった場合に変更内容の届出を求めている制度に関し、デジタル庁としては、これまでの検討も踏まえ、制度所管省庁の金融庁や経済産業省と積極的に相談していく。

また、統括責任者、統括責任者を補佐する者に関しては、認定経営革新等支援機関制度の適切な運用を担保するため、統括責任者、統括責任者を補佐する者として、専門的知識およびこれまでの実務経験により、当該法人の中核となって、自らの監督と責任の下に、下部組織を活用しながら法定業務を担うことができる人材を配置することが重要であると考えており、統括責任者や統括責任者補佐についての届出を求めているものである。このため、統括責任者および統括責任者補佐の登録等に係る届出について直ちに廃止することは困難であると考えているが、いただいた御要望については、今後の制度設計においての参考としたい。＜デジタル庁・経済産業省・金融庁＞

要望項目	39. 金融庁等への資料の任意提出の廃止	継続項目 (2021 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	金融庁および日本銀行にそれぞれ年 1 回行っている役員名簿の任意提出を廃止する。	
	○銀行は、年 1 回、金融庁および日本銀行に対し、任意で提出を依頼されているものではあるものの、役員名簿をそれぞれに提出している。 ○金融庁と日本銀行の様式は統合されたが、記載項目が多く、多大な事務負担となっている。そもそも、役員選任・退任については、適時開示やニュースリリースで速やかに開示しているほか、役員に係る情報は有価証券報告書や決算状況表等で確認することができるため、廃止しても問題ないと考える。	
現行規制の根拠	—	
昨年度要望に対する回答	【対応不可】 役員名簿は、役員の選退任に係る届出とともに、銀行法第 7 条の 2 において規定されている役員の適格性を監督する手段であることから、銀行による開示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難。＜金融庁＞	

要望項目	40.「中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等の実施状況」に係る報告の廃止	継続項目 (2023年度より)
要望内容 ・ 要望理由	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、顧客の求めにより柔軟に条件変更に応じている実態（影響は限定的であること）を踏まえ、本報告を廃止する。 ○新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある。 ○金融機関における貸付条件の変更等の状況（銀行分）をみると、2020年3月分の報告開始以降、条件変更の申込みを謝絶せず、条件変更に応じた割合は高位で推移している。足元（2024年9月末時点）、中小企業者が99.2%、住宅資金借入者が96.5%、と高い実行率となっており、条件変更やその他の資金繰り支援策を柔軟に検討・実施する体制が定着していると考えられる。 ○新型コロナウイルス感染症による影響が限定的になっていること、顧客の求めにより柔軟に条件変更等に応じている実態が定着していることを踏まえ、銀行の事務負担軽減のため、同報告を廃止いただきたい。	
現行規制の根拠	銀行法第24条	
昨年度要望に対する回答	【検討を予定】 これまでも報告頻度等の見直しを行ってきたが、足元で民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化しており、貸付条件の変更等の申込件数の進捗状況を確認のうえ、引き続き金融機関の事務負担軽減の観点から報告頻度の変更や報告の廃止について検討する。＜金融庁＞	